

別表（第2条、6条、第11条関係）

1 障害者、障害児日常生活用具の種目及び対象者

(1) 介護・訓練支援用具

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害で1級又は2級の障害者	154,000円	原則として頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害で1級の障害者、1級若しくは2級の3歳以上の障害児又は知的障害A判定の3歳以上の障害者等 (常時介護を要する者)	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害で1級の6歳以上の障害者等 (常時介護を要する者)	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので容易に使用し得るもの	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害で1級又は2級の3歳以上の障害者等 (常時介助を要する者)	82,400円	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害で1級又は2級の6歳以上の障害者等 (下着交換等において介助を要する者)	15,000円	介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年

移動用リフト	下肢又は体幹機能障害で 1級又は2級の3歳以上の 障害者等	159,000円	介護者が移動させるに当たって容 易に使用し得るもの。ただし、天井 走行型その他住宅改修を伴うもの を除く	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害で 1級又は2級の3歳以上の 障害児	33,100円	原則として付属のテーブルをつけ るものとする	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害で 1級又は2級の6歳以上の 障害児	159,200円	腕、脚等の訓練のできる器具を備え たもの	8年

(2) 自立生活支援用具

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の 3歳以上の障害者等 (入浴時に介助を要する 者)	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽へ の入水等を補助でき、容易に使用し 得るもの。ただし、設置に当たり住 宅改修を伴うものを除く	8年
便器	下肢又は体幹機能障害で 1級又は2級の6歳以上 の障害者等	4,450円 手すり付 5,400円	容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる) ただし、取替えに当たり住宅改修を 伴うものを除く	8年
特殊便器	上肢障害1級若しくは2 級又は知的障害A判定の 6歳以上の障害者等 (訓練を行っても自ら排 便後の処理が困難な者)	151,200円	足踏ペダルにて温水温風を出し得 るもの及び容易に使用し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を 伴うものを除く	8年

<p>歩行補助つえ (一本杖)</p>	<p>下肢、体幹、平衡又は移動機能障害の3歳以上の障害者等</p>	<p>木材 2,310円 軽金属 3,150円 ただし、夜光材付は430円、全面夜光材付は1,260円、外装ラッカー使用は273円を加算する。</p>	<p>手に持って歩行の補助となる一本の長い棒で、片側の使用のみで歩行が可能となるもの</p>	<p>3年</p>
<p>移動・移乗支援用具</p>	<p>平衡、下肢又は体幹機能障害の3歳以上の障害者等 (家庭内の移動等において介助を要する者)</p>	<p>60,000円</p>	<p>次のような性能を有する手すり、スロープ等であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く 	<p>8年</p>

<p>頭部保護帽</p>	<p>下肢、体幹、平衡若しくは移動機能障害、知的障害A判定又は精神障害1級若しくは2級の障害者等で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの (知的障害B判定若しくはC判定又は精神障害3級の障害者等については、医師意見書により頻繁に転倒することが確認できるもの)</p>	<p>スポンジ・革製 15,656円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852円 ただし、既製品の場合は、80パーセントの範囲内の額とする。</p>	<p>ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの</p>	<p>3年</p>
<p>火災警報器</p>	<p>身体障害1級若しくは2級、知的障害A判定又は精神障害1級の障害者等 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>1台当たり 15,500円</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (必要に応じ1世帯2台を限度とする)</p>	<p>8年</p>
<p>自動消火器</p>	<p>身体障害1級若しくは2級、知的障害A判定又は精神障害1級の障害者等 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>28,700円</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	<p>8年</p>

電磁調理器	視覚障害1級若しくは2級の障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は知的障害A判定の障害者	41,000円	容易に使用し得るもの	6年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害1級又は2級の6歳以上の障害者等	7,000円	容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者等（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400円	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの （サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む）	10年

(3) 在宅療養等支援用具

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
透析液加温器	腎臓機能障害1級又は3級の3歳以上の障害者等 （自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者）	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害1級若しくは3級又は同程度の身体障害を有する6歳以上の障害者等 （呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの）	36,000円	容易に使用し得るもの	5年

電気式たん吸引器	呼吸器機能障害1級若しくは3級又は同程度の身体障害を有する6歳以上の障害者等 (呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの)	56,400円	容易に使用し得るもの	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	17,000円	容易に使用し得るもの	10年
視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害1級又は2級の6歳以上の障害者等 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	9,000円	容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害1級又は2級の障害者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000円	容易に使用し得るもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能、心臓機能障害又は同程度の身体障害を有する障害者等で在宅酸素療養法を行っている者若しくは人工呼吸器を常時使用している者 (呼吸器機能障害、心臓機能障害以外の者は意見書により必要と認められる者)	42,000円 157,500円	容易に使用し得るもの 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの (診断書等で必要と認められるもの)	5年

発電機	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の身体障害 で、在宅で人工呼吸器、 電気式たん吸引機又はネ ブライザー（吸入器）の いずれかを常時使用して いることを医師が証明で きる者	110,000円	蓄電機能を有する正弦波交流出力 の電源装置で、定格出力が850VA以 上のもの	10年
人工呼吸器用 バッテリー	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の身体障害 で、在宅で人工呼吸器を 常時使用している者	100,000円	現在使用している人工呼吸器に接 続することで、その機器の稼働が可 能な電力を供給できるもの（充電器 及びインバーター等を含める）	5年
ポータブル電 源	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の身体障害 で、在宅で人工呼吸器、 電気式たん吸引機又はネ ブライザー（吸入器）の いずれかを常時使用して いることを医師が証明で きる者	50,000円	蓄電機能を有する正弦波交流出力 の電源装置で、定格出力が300W以上 のもの	5年

(4) 情報・意思疎通支援用具

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障害又は肢体不自由の6歳以上の障害者等 (発声又は発語に著しい障害を有する者)	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5年
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害で1級又は2級の6歳以上の障害者等	100,000円	障害者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及び専用ソフト	5年
点字ディスプレイ	視覚障害1級又は視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重複障害者で必要と認められる者	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	視覚障害の6歳以上の障害者等 (点字で文字を打ち、日常生活に必要な者)	標準型A 10,712円	32マス18行、両面書真鍮板製	標準型 7年
		標準型B 6,798円	32マス18行、両面書プラスチック製	
		携帯用A 7,416円	32マス4行、片面書アルミニウム製	携帯型 5年
		携帯用B 1,699円	32マス12行、片面書プラスチック製	
点字タイプライター	視覚障害1級又は2級の障害者等 (本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	63,100円	容易に使用し得るもの	5年

視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害 1 級又は 2 級の 6 歳以上の障害者等	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	音声等により操作ボタンが知覚又 は認識でき、かつ、D A I S Y 方式 による録音並びに当該方式により 記録された図書の再生が可能な製 品であって、容易に使用し得るもの	6 年
視覚障害者用 文字情報等読 上げ装置	視覚障害 1 級又は 2 級の 6 歳以上の障害者等	99,800円	暗号化した文字情報等を読み取り、 音声信号に変換して出力する機能 を有するもので、容易に使用し得る もの (携帯電話本体、タブレット端末は 対象外)	6 年
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害の 6 歳以上の障 害者等 (本装置により文字等を 読むことが可能になる 者)	198,000円	画像入力装置を読みたいもの(印刷 物等)の上に置くことで、簡単に拡 大された画像(文字等)をモニター に映し出せるもの	8 年
視覚障害者用 時計	視覚障害 1 級又は 2 級の 6 歳以上の者	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	障害者容易に使用し得るもの	10 年
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発声若しく は発語に著しい障害を有 する 6 歳以上の障害者等 (コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として 必要と認められる者)	71,000円	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、容易に使用し 得るもの	5 年

聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害を有する6歳以上の障害者等 (本装置によりテレビの視聴が可能になる者)	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	6年
人工喉頭	音声機能喪失者 (咽喉摘出者)	笛式 5,150円 ただし、気管カニューレ付は、3,193円加算する。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年
		電動式 72,203円	顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの (電池又は充電器を含む)	5年
点字図書	視覚障害を有する6歳以上障害者等 (情報の入手を点字によっている者)	必要と認められた額 (点字図書価格と一般図書価格の差額相当分)	点字により作成された図書	—

(5) 排泄管理支援用具

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
ストマ用装具	直腸機能障害を有する障害者等 (ストマを造設している者)	蓄便袋 1か月当たり 8,858円	ストマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする (皮膚保護剤含む)	—
	膀胱機能障害を有する障害者等 (ストマを造設している者)	蓄尿袋 1か月当たり 11,639円	ストマから排出される尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付とする (皮膚保護剤含む)	—
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ、ガーゼ 等衛生用品)	次のいずれかに該当する 3歳以上の障害者等で、 紙おむつ等を必要とする 者 1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんストマの変形のためストマ用装具を装着できない者 2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高排便機能障害のある者	1か月当たり 12,000円	ストマ用装具に代わるものとし、便又は尿の処理が可能なもの	—

	<p>3 先天性鎖肛に対する 肛門形成術に起因する 高度の排便機能障害の ある者</p> <p>4 脳性麻痺等脳原性運 動機能障害により排尿 若しくは排便の意思表 示が困難な者</p> <p>5 その他更生相談所等 の判定により紙おむつ 等を必要とする者</p>			
収尿器	下肢又は体幹機能障害を 有し排尿障害（特に失禁） のある障害者等	<p>男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流 防止装置をつけるものラテックス 製又はゴム製</p>	1年
		<p>女性用 普通型 8,755円 簡易型 6,077円</p>	<p>普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するも の 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴ ム管付き</p>	

(6) 住宅改修費

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の6歳以上の障害者等 （特殊便器への取替えをする場合は上肢障害1級又は2級の者）	200,000円	移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	原則1回のみ

備考 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

2 難病患者等日常生活用具の種目及び対象者

(1) 介護・訓練支援用具

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000円	原則として頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので介護者が容易に使用し得るもの	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000円	介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円	介護者が移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	8年

(2) 自立生活支援用具

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
入浴補助用具	入浴に介助を要する者 2 自立生活支援用具	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年

便器	常時介護を要する者	4,450円 手すり付 5,400円	容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	151,200円	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年

(3) 在宅療養等支援用具

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	36,000円	容易に使用し得るもの	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400円	容易に使用し得るもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人口呼吸器の装着が必要な者	42,000円 157,500円	容易に使用し得るもの 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年

発電機	呼吸器機能に障害があり、在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）のいずれかを常時使用していることを医師が証明できる者	110,000円	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が850VA以上のもの	10年
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能に障害があり、在宅で人工呼吸器を常時使用している者	100,000円	現在使用している人工呼吸器に接続することで、その機器の稼働が可能な電力を供給できるもの（充電器及びインバーター等を含める）	5年
ポータブル電源	呼吸器機能に障害があり、在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）のいずれかを常時使用していることを医師が証明できる者	50,000円	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	5年

(4) 住宅改修費

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能に障害のある者	200,000円	移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	原則1 回のみ

備考 難病等患者が申請する場合は、診断書等により給付の可否を判断するものとする。